

# 仕様書

## 第1 件名

「多摩市の“橋”をめぐる魅力発掘プロジェクト～ありふれた日常風景を観光資源へ～」実施委託

## 第2 目的

多摩市南部に広がる国内最大規模のニュータウン「多摩ニュータウン」は、観光資源が少なく、来街者を誘致する取組によって開発から40年経過した街に活気をもたらすことが課題となっている。当地域は周辺に緑や自然多く、また計画的な歩車分離での開発により遊歩道や歩行者専用の“橋”が多く整備され、安心してエリア内を回遊できることが特徴である。

本事業ではこの特徴を生かし、市内に181カ所存在する“橋”の観光活用に向け、「橋のデータベース構築」「フォトコンテスト」「スタンプラリー」を中心的に実施し、新たな観光プログラムとしての活用を目指す。「橋そのもの」の構造等について理解を深める他、橋がつくり出す「魅力的な風景」に着目し、周辺の緑や自然とともに街の魅力として再認識できるような内容にすることで、来街者誘致に繋げていく。

なお、本事業は、京王電鉄株式会社（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年9月15日まで

## 第4 履行場所

（公財）東京観光財団（以下「TCVB」という）が指定する場所

## 第5 事業実施スケジュール(予定)

### （1）橋のデータベース構築

- 1月～ データベース化の要件定義
- 2月～ 橋のデータベースの作成（橋の調査、ホームページ作成）
- 3月～ QRコードの現地設置

### （2）フォトコンテスト

#### ① 実施前準備

- 1月～2月 撮影スポットを探るモニターツアーの企画、写真教室の企画
- 3月～ 撮影スポットを探るモニターツアーの実施、写真教室の実施、回遊マップの作成

#### ② コンテスト実施

- 3月～7月 フォトコンテスト実施準備・広報、実施
- 8月～ ポスター作製、掲示準備
- 9月～ 優秀者窓上掲示開始、表彰式・庁舎内掲示開始

### （3）ミニツアー・スタンプラリー

① ミニツアー

- 4月 ミニツアー①実施準備・広報
- 5月 ミニツアー①実施
- 6月 ミニツアー②実施準備・広報
- 7月～8月 ミニツアー②実施

② スタンプラリー

- 6月 スタンプラリー準備・広報
- 7月～8月 スタンプラリー実施

## 第6 委託内容

### 1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会を立ち上げ、イベント・モニターツアー・ミニツアーの実施等について検討をしていく。なお、協議会は1月頃に発足することとし、年4回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

### 2 橋のデータベース構築

全181カ所の橋（別紙参照）の構造的分類を行い、特徴や構造等を調査の上、以下の作成を行うこと。実施に際しては、企画提案者、TCVB と協議の上進めること。

- (1) 調査結果をもとに情報を整理し、橋の紹介ホームページを作成すること。
- (2) 実施に際しては、専門家（土木学会鋼構造委員会など）を起用し、監修を受けること。
- (3) QR コードを各橋に設置し、紹介ホームページとリンクさせること。また、これらを後述のスタンプラリー企画と連動させること。

### 3 フォトコンテスト「橋のある風景」及び関連イベントの企画・実施

#### (1) 実施前準備

フォトコンテストでの集客を目的として、以下を実施すること。

#### ① 撮影スポットを探るモニターツアーの企画・実施

フォトコンテストの開催に先立ち、写真愛好家を募り、全181カ所の橋の中から橋梁の撮影スポットを巡るモニターツアールートを提案し、モニターを募集の上実施すること。ツアー内で写真愛好家の視点から魅力的なスポットを抽出してもらい、フォトコンテストを実施する際に一般の来街者でも容易に撮影スポットを回遊できるようにする為に実施する。実施に際しては、以下の点に留意すること。

#### ア 実施時期等

時期等：平成30年3月頃 1回を予定

人数等：20名程度の集客を想定

対象：写真愛好家（プロ・アマ問わず）

- イ 本モニターツアーを踏まえ、撮影スポットを効率的に回遊できるマップ（バスルート等）の作成を行い、ホームページに掲載すること。
- ウ モニターツアーの実施に当たっては、モニターツアー参加者を補償する傷害保険等に参加すること。
- エ ツアー実施に際して参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1（千円未満端数は、原則切上げ）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。
- オ 事務局参加2～3名分の費用も見込むこと。

#### ② プロカメラマンによる写真教室の企画・実施

プロカメラマンを招き、インスタグラム等のSNSに掲載するための写真の撮り方などを分かりやすく教える写真教室を企画し、参加者を募集の上実施すること。なお、以下の点に留意すること。

##### ア 開催時期等

時期等：平成30年の3月頃 2回を予定

人数等：各10名程度の集客を想定

対象：インスタグラム愛用者を想定

#### (2) フォトコンテスト「橋のある風景」

「橋のある風景」を要件に、テーマを決めて年1回フォトコンテストを開催すること。開催に際しては事務局を設置し、運営すること。また、実施に際しては、以下の点に留意すること。

##### ア 開催期間等

期間：平成30年3月～7月まで

応募条件：期間中に対象地域で撮影し、他のコンテスト等に応募していない未発表の写真に限る。

- イ 優秀者への表彰式を行うこと。また、選定された作品を、京王線車内広告等へ掲出すること。

## 4 橋のスタンプラリー及び関連イベントの企画・実施

### (1) 橋のスタンプラリー

橋に設置したQRコードをスマートフォンで読み取りながらエリア内を回遊してもらうスタンプラリーを企画し、事務局を設置の上、実施すること。なお実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

#### ① 実施時期等

時期等：平成30年7月～8月に実施

#### ② 橋の構造や特徴等を記載した「橋カード」および対象地域の「古地図」を作成すること。

なお、仕様は以下の通りとすること。

##### ア 「橋カード」

- ・カード数：18種類程度、計9,000枚程度
- ・大きさ：トレーディングカード程度
- ・その他：表面に橋の構造・特徴、裏面は全種類を組み合わせる現在の多摩市の地図となるようすること。

#### イ 「古地図」

- ・枚数：計1,000枚程度
- ・大きさ：A4サイズ
- ・その他：透明アクリルシート2枚（1枚は台紙、もう1枚に古地図を印刷）

### (2) 橋めぐりミニツアー

スタンプラリーを実施中に作成したパンフレットや回遊マップを基に観光ルートを造成し、モニター募集の上、多摩市の橋をめぐるミニツアーを実施する。なお、以下の点に留意すること。

#### ① 開催時期等

時期等：平成30年の5月頃、7月頃 2回を予定

対象・人数等：5月頃は橋愛好家等20名程度、7月頃は小学生10名程度の集客を想定

- ② 地形による橋梁の構造の違いや特徴などを専門家が紹介しながら街を回遊すること。なお、多摩市や市民ボランティア等によるガイドを行うなど市民のリソースを活用すること。
- ③ モニターツアーの実施に当たっては、モニターツアー参加者を補償する傷害保険等に加入すること。
- ④ ツアー実施に際して参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1（千円未満端数は、原則切上げ）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。

### 5 イベント・モニターツアー・ミニツアーの広報PR媒体の制作

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するための、広告PR媒体等を作成し、広くイベント等の周知を行うこと。実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、イベント参加者を確実に確保できるよう、十分な規模で実施を行うこと。また、次年度以降の継続性を考慮し、企画提案者所有のウェブサイト活用を想定すること。

### 6 イベント・モニターツアー・ミニツアーの効果及び事業継続性の検証

イベント・モニターツアー・ミニツアー参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び実行委員会にフィードバックすること。なお実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

## 7 「多摩市の“橋”をめぐる魅力発掘プロジェクト～ありふれた日常風景を観光資源へ～」のツールブック（仮）の作成

6における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド2017の印刷物における水準1を満たすこと。

## 8 報告書類の提出

受託者は、1から7の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

### (1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

#### 1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、  
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

#### 2 データベース構築について

#### 3 フォトコンテストについて

#### 4 スタンプラリーについて

#### 5 実施結果

#### 6 事業の成果

#### 7 今後の課題

#### 8 今後の展開

#### 9 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り
-----	---------------------

	使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項7「多摩市の“橋”をめぐる魅力発掘プロジェクト～ありふれた日常風景を観光資源へ～」のツールブック(仮)の「その他」右欄に同じ

## (2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、TCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規格	大きさ：A3 頁数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)
その他	前項7「多摩市の“橋”をめぐる魅力発掘プロジェクト～ありふれた日常風景を観光資源へ～」のツールブック(仮)の作成の「その他」右欄に同じ

## 第7 納入物件

- |   |  |     |
|---|--|-----|
| 1 | 事業実施報告書  | 10部 |
| 2 | 事業実施報告書概要版   | 10部 |
| 3 | 「多摩市の“橋”をめぐる魅力発掘プロジェクト～ありふれた日常風景を観光資源へ～」のツールブック(仮) | 10部 |
| 4 | 1及び2の電子データ(DVD-R等)                                 | 2部  |
| 5 | 3の電子データ(DVD-R等)                                    | 2部  |
| 6 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ                             | 2部  |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

## 第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。

- (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
- (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
- (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
- (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
- (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成 29 年 12 月から平成 30 年 9 月までの間、TCVB に対して定例報告を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、(TCVB 公財) と協議すること。  
なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

## 第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

## 第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

## 第12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。  
また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は（公財）東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。  
（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。  
（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。  
なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

## 第13 連絡先及び納品先

（公財）東京観光財団 地域振興部 事業課  
地域資源発掘型実証プログラム事業担当  
東京都新宿区山吹町3 4 6 番地6 日新ビル2階  
電話（直通）03-5579-2682